

レストランや公共交通機関、看護師やケアマネジャーなどの医療・福祉従事者が、顧客や患者、その家族などから暴力やハラスメントを受けるカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）の事例が、今、深刻な社会問題となっています。これを受けて、現在開会中の国会において、ハラスメント対策の強化が盛り込まれた通称「カスハラ法案」が提出される予定です。そこで解説していきます。

この法案は、顧客からの不当な要求や暴言などを防止し、職場環境の改善を図ることを目的としています。具体的には、力スハラ行為の要件を定義するとともに、企業に対し、従業員に対して適切な保護措置を講じることを義務付け、またハラスメントを行なつてはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定めています。

日本には、「お客様は神様です」という言葉があります。これは三波春夫さんがお客様の前で歌う心構えを示した言葉であつたにもかかわらず、「お客様を神様のように扱う」という意味と誤解し、一部に圧倒的な

力スハラ法案提出予定
職場環境改善に繋げる

顧客優先という考え方を持つ方がいらっしゃるようです。20年以上前、私は19歳で単身ドイツに渡りました。その際、いわゆる「サービス精神」という概念がないことに衝撃を受けました。レストランやスーパーなど、物やサービスを提供する側と、支払う側の関係性が顧客最優先の日本と大きく違いました。

ハラ防止を図りますが、結局は私たち一人ひとりの意識が変わらなければ、法律を定めても何も変わらないことも事実です。お互いに思いやる関係性を築くことができる社会を構築することが、結果として労働環境の改善、そして、サービスやケアの質の向上にも直結するのではないか。どうか。

もつとも、法律の成立が契機となり、対策は加速するでしょう。行政、事業主、さらには地域社会が一体となって、現場におけるカスハラのリスクを最小限に抑えるための仕組みを構築する必要があります。

今の日本は人口減少社会です。これまで以上に働き手が減つていくなので、サービスを提供する側もされる側もお互いが感謝の気持ちを忘れず、質の高いサービスを提供することができます。社会の実現を目指し、私自身も日頃の行いを顧みながら尽力して参ります。

れる側も同じ対等な人間である
うそのように考へると、カスハ
ラという顧客からの不当な要求
や暴言という行為があること自
体がおかしいことと思えます。
「私たち日本人は知らぬ間に、
「サービス」という言葉の前に
当然あるべきお互いを思いやる
心を書き消してしまつてゐること
があるのでないでしようか。
今回、国は法律により、カス

山本左近の活動は二ちら



不列
三河武士

不屈の

拳に自民党比例代表で2期目に立候補するも落選し現在に至る英語、スペイン語を話すマルチリンガル。

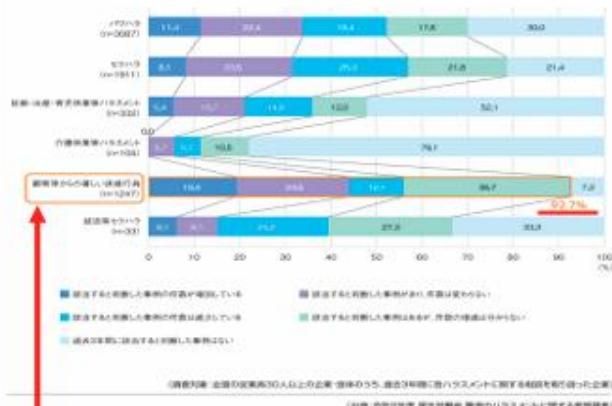
カスタマーハラスメントについて

- ・ カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）とは、顧客や取引先など（以下「顧客等」）からのクレーム全てを指すものではない
- ・ 顧客等からのクレームには、商品やサービス等への改善を求める正当なクレームがある
- ・ 「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」や「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの」がカスハラであると考えられる

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例

- 企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- 要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

図2：過去3年間のハラスメント該当件数の傾向（ハラスメントの種類別）



「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例

(要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの)

- 身体的な攻撃(暴行、傷害)
- 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
- 威圧的な言動
- 土下座の要求
- 継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動
- 拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
- 差別的な言動
- 性的な言動
- 従業員個人への攻撃、要求



(要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの)

- 商品交換の要求
- 金銭補償の要求
- 謝罪の要求(土下座を除く)

過去の企業調査では、各ハラスメントの相談があった企業のうち、カスハラに該当する事案があったとする企業の割合が92.7%と最も高い

カスタマーハラスメント対策の強化

(労働施策総合推進法改正案)

具体的な措置の内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：マニュアル整備、研修実施等）
- (2) 相談体制の整備・周知
- (3) カスハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

